

第7条（外国出願）

甲及び乙は、本発明について外国出願する場合は、その取扱いについて別途協議して定める。

第8条（費用負担）

甲及び乙は、本契約第2条、第4条及び第5条により発生する費用について、折半して負担する。

第9条（秘密保持）

甲及び乙は、本発明につき、本発明が出願公開になるまで第三者に開示又は漏洩してはならない。

第10条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、本契約の調印の日から、本発明の存続期間満了日までとする。

第11条（協 議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は解釈に疑義ある事項については、信義誠実の原則に従って甲乙協議の上、これを解決する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和××年×月×日

（住所）

甲 ○○株式会社
代表取締役社長 （氏名） 印

（住所）

乙 △△株式会社
代表取締役社長 （氏名） 印

特許共同出願契約書チェックリスト

条文	チェック項目
前 文	
第 1 条 権利の持分	持分比
第 2 条 出願及び諸手続き	①手続実施者の決定 ②手続の範囲 ③他の出願人の協力と同意 ④手続費用の負担
第 3 条 実施	①実施の分担 ②実施者の範囲 ③不実施補償料の取扱 ⑤実施の報告、情報交換
第 4 条 実施許諾	①許諾の可否、同意の必要性 ②許諾条件 ③許諾手続 ④実施料の金額及びその配分
第 5 条 第三者との紛争	①紛争の際の協力 ②侵害摘発、相手方への連絡 ③侵害排除、協力 ④費用負担
第 6 条 発明褒章	①実施の可否 ②実施方法
第 7 条 外国出願	①外国出願の要否 ②持分譲渡 ③手続実施者の決定 ④出願国の決定 ⑤費用負担 ⑥維持管理
第 8 条 費用負担	①手続費用、訴訟費用の取決め
第 9 条 秘密保持	①範囲 ②期間 ③例外（秘密公開）
第 10 条 契約の有効期間	①期間 ②拒絶、無効となった場合の措置
第 11 条 協議	①疑義ある事項の処理方法
後 文	

※不実施補償契約書（共有特許実施契約書）について検討する際にも上記チェック項目を参考にしてください。